（国民年金法施行規則等の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

一　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）様式第十五号及び様式第十九号

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）様式第五号

三　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）様式第二号

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）様式第二号

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第九条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業

第六条の二に次の一号を加える。

五　児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

（児童手当法施行規則の一部改正）

第十条　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）及び第一条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十二条の二から第十二条の八までを次のように改める。

第十二条の二から第十二条の八まで　削除

第十二条の九中「第二十二条の二第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十二条の十第一項中「第二十二条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「第二十二条の三第一項の保育料」を「第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第三号中「第六条の三第九項」を「第六条の三第十三項」に、「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同項第四号中「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第一号及び第二号」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号」に改め、同項第五号中「第二十二条の三第一項」を「第二十一条第一項」に、「保育料」を「児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用」に改め、同条第四項中「第二十二条の三第二項の厚生労働省令」を「第二十一条第二項の内閣府令」に改める。

第十二条の十一中「第二十二条の四第二項の厚生労働省令」を「第二十二条第二項の内閣府令」に改める。

第十二条の十二中「第二十二条の五第一項」を「第二十二条の二第一項」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条の表第十二条の九第一項及び第二項の項中「第二十二条の二第一項」を「第二十条第一項」に改め、同表第十二条の十第一項の項中「第二十二条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第十二条の十第二項及び第三項の項中「第二十二条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第十二条の十一の項中「第二十二条の四第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

様式第三号（裏面）注意4、様式第五号（裏面）注意5、様式第七号（裏面）注意4及び様式第九号（裏面）注意3中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

様式第十四号中「第22条の2」を「第20条」に改める。

様式第十五号中「第22条の3第1項第2項」を「第21条第1項第2項」に改める。

様式第十六号（裏面）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「第19条」を「第22条」に改め、「、第22条第1項、第22条の2から第22条の4まで」及び「第24条の2及び」を削る。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第十一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二十三条」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）」を、「当該学校」の下に「（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）」を加える。

第四十四条の二第一項中「第十三条」の下に「（認定こども園法第二十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第十二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「若しくは同法」を「、同法」に改め、「各種学校」の下に「若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。第百一条の十一の二第一号において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第百一条の十一の二第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用」に改める。

第四条の二第一号、第九条第六号及び第十八条第五号中「保育所における保育の実施」を「保育所等における保育の利用」に改める。

（福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令の一部改正）

第十四条　福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育」を「助産」に改める。

第一条中「、保育の実施」を削り、「保育の実施等」を「助産の実施等」に改める。

第二条第一項、第五条第一項及び第九条中「保育」を「助産」に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第十五条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。